

第1節 組織

～セーフ シティ東京を担う～

東京消防庁職員定数：**18,661** 人、消防署数：**81** 署

消防車両等：**2,075** 台



東京消防庁紹介ビデオ～SPIRITS～

1 東京消防庁の概要

(1) 東京消防庁のあゆみ

東京の消防は、明治13年6月、当時の内務省に公設常備消防機関として「消防本部」が設置されたことに始まります。その後、昭和23年3月「消防組織法」が施行され、自治体消防制度の発足とともに特別区(23区)の存する区域の消防行政は、東京都(知事)が一体的に管理することになり「東京消防庁」が設置されました。

一方、多摩地域においては市町村単位で消防の任務を果たしてきましたが、行政需要の増大等に伴い、東京都は昭和35年以降、逐次消防事務の受託を開始し、現在、受託市町村数は25市3町1村となっています。

(2) 消防の任務

消防組織法の第1条で「消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」とあり、東京消防庁では、都民の生命、身体及び財産を災害から守るた

めに、火災の予防、警戒及び消火をはじめ交通事故や労災事故等における救助、救急業務を行っています。

また、震災対策、水防活動、その他都民生活の安全を守る業務など、幅広い分野にわたって防災活動を実施しています。

(3) 重点施策・予算

ア 東京消防庁重点施策

新型コロナウイルスへの対応を踏まえて浮き彫りとなった課題に対応していくとともに、時代の変化に対応し、消防行政に求められている役割を確実に果たしていく必要があります。

また、社会は、「新しい日常」を定着させていく中で、あらゆる分野においてICTを活用した、デジタル化を加速させている状況にあります。社会のDX(デジタルトランスフォーメーション)が進んでいく中、消防行政においてもDXを推進し、従来の制度や仕組みなど、構造的な課題にも対応していく必要があります。

こうした社会情勢等を踏まえ、特に重点的に取り組むべき施策を東京消防庁重点施策として策定しました。

イ 予算

令和3年度の東京都一般会計予算は、7兆4,250億円で前年度に比べ1.0%増となりましたが、都財政は、景気動向に強く影響されるという不安定な構造を有しており、今後の我が国の景気は、国内外の感染症の動向が内外経済を更に下振れさせるリスクや、金融資本市場の変動に鑑みれば、不透明な情勢となります。

こうした中、新型コロナウイルス感染症対策の更なる強化や、安全・安心な東京2020大会の開催に向けた準備など、喫緊の課題に対処していくことに加え、豪雨災害・大規模地震などの災害に備え、人口減少や少子高齢化への対応、待機児童の解消や女性活躍支援など、都政に課された課題に的

確に対処していくことと同時に、社会変革に適応したデジタル化による都民サービスの向上など、都政の構造改革を進めるとともに、ワイズ・スペンディングの視点により無駄を一層なくし、持続可能な財政運営に努める必要があります。

そのため当庁では、様々な事業の効率性や実効性を向上させるとともに、中長期的な視点を持って計画的に財政運営を行っています。

令和3年度における当庁予算は、消防行政の運営及び施設等の整備に関する経費として、2,510億6,700万円が計上されており、都の一般会計に占める割合は3.4%となっております。

東京消防庁重点施策

重点施策

1

あらゆる災害に安全・確実・迅速に対応できる消防活動体制の強化

【消防活動における安全管理体制の強化】

- ・ 過去の受傷事故等の教訓や再発防止の意義の理解とともに、危険要因に対する感受性や危険回避能力の向上

【震災・風水害等大規模災害時における消防活動・情報収集体制の強化】

- ・ 実災害に即した訓練の推進と署隊本部運営要領の理解
- ・ システム活用や関係資器材の諸元性能・取扱要領等の習熟
- ・ 地域防災計画等の理解

重点施策

2

一人でも多くの人の命を救うための救急活動体制の強化

【救急活動体制の充実強化】

- ・ 救急活動基準等に忠実な活動を実施
- ・ 安全・確実・迅速に傷病者を医師の管理下へ引継ぐ
- ・ 感染防止対策の徹底

【救急車の適正利用の促進】

- ・ 「#7119」の周知と利用促進

【応急手当実施率の向上】

- ・ 応急手当指導及び口頭指導に必要な知識・技術及び指導方法の習熟
- ・ 救命講習の受講促進

重点施策

3

都民の防災への関心と防災行動力の向上による地域防災力の強化

【防火防災訓練や総合防災教育等の推進による都民の防災行動力の向上】

- ・ 防災に関する正確な知識の習得及び訓練内容等の意義等を理解
- ・ 対象や目的に応じた具体的でわかりやすい指導のための都民指導の能力の向上

【消防団の入団促進等の推進と地域特性に応じた活動環境の整備】

- ・ 職員と団員が一体となって、都民への消防団活動に対する理解の促進及び、入団を促進
- ・ 消防団の活動能力向上と指導能力向上

重点施策

4

危険性に応じた効果的・効率的な火災予防業務の推進

【繁華街地域等への火災予防体制の強化】

- ・ 建物の用途や使用実態等を踏まえた火災危険等について、具体的でわかりやすい指導を実施
- ・ 関係法令等の理解と適切な行政指導等の実施

【建物管理者等に対する防火意識の醸成と自主的な防火管理のサポートの強化】

- ・ 新築及び既存の未選任対象物に防火管理者が選任されるまでの一貫した指導
- ・ 映像等による訓練支援ツールの周知等

重点施策

5

DXをはじめとした構造改革の推進と消防行政の質の向上

【デジタルシフトの推進による都民サービスの質の向上】

- ・ 業務執行のために定められたルールや方針等を順守
- ・ 担当業務等について、仕事の進め方などの見直しや改善に向けた取組を推進
- ・ 新たに導入されるシステム等の積極活用

【都民の意識や行動に働きかける戦略的な広報の推進】

- ・ 世の中や都民が消防に求めることの把握と目的や意図なども含めた「伝わる広報」の実施
- ・ 公式アプリの習熟とあらゆる機会をとらえたダウンロード促進

重点施策

6

東京 2020 大会時の万全な警戒の実施

【万全な消防特別警戒の実施】

- ・ 東京 2020 大会に係る基本的な用語や警戒体制等を理解するとともに、警戒に係る自己の任務や競技会場の特性、警戒関係者との連携など、警戒計画の習熟

■ 図表2-1-1 歳入予算

(単位：千円)

科 目 款	令和3年度	令和2年度	増(▲)減	
			金 額	増減率(%)
分担金及負担金	—	14,194	▲ 14,194	皆減
使用料及手数料	370,036	378,272	▲ 8,236	▲ 2.2
国庫支出金	1,013,833	689,059	324,774	47.1
財産収入	763,556	672,798	90,758	13.5
繰入金	6,255,908	16,629,251	▲ 10,373,343	▲ 62.4
諸収入	45,275,186	45,066,912	208,274	0.5
都 債	10,542,000	1,345,000	9,197,000	683.8
合 計	64,220,519	64,795,486	▲ 574,967	▲ 0.9

■ 図表2-1-2 歳出予算

※令和2年度東京都一般会計には、補正予算を含んでいない。

令和3年度東京都一般会計には、同時補正予算を含んでいない。(単位：千円)

科 目 款 項		令和3年度	令和2年度	増(▲)減	
				金 額	増減率(%)
消 防 費		251,067,000	255,623,000	▲ 4,556,000	▲ 1.8
	消防管理費	199,615,000	200,533,000	▲ 918,000	▲ 0.5
	消防活動費	23,368,000	24,137,000	▲ 769,000	▲ 3.2
	消防団費	3,900,000	3,942,000	▲ 42,000	▲ 1.1
	退職手当及年金費	7,845,000	8,539,000	▲ 694,000	▲ 8.1
	建設費	16,339,000	18,472,000	▲ 2,133,000	▲ 11.5
東京都一般会計		7,425,000,000	7,354,000,000	71,000,000	1.0

$$\frac{\text{消 防 費}}{\text{東京都一般会計予算額}} = \frac{251,067,000 \text{ 千円}}{7,425,000,000 \text{ 千円}} \times 100(\%) = 3.4\%$$

■ 図表2-1-3 歳出予算性質別比較

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和2年度		増(▲)減	
	予算額	構成比(%)	予算額	構成比(%)	金額	増減率(%)
給与関係費	196,808,995	78.4	196,992,195	77.1	▲ 183,200	▲ 0.1
人件費	123,405,819	49.2	123,744,583	48.4	▲ 338,764	▲ 0.3
退職手当	7,722,220	3.1	8,382,615	3.3	▲ 660,395	▲ 7.9
その他給与関係費	65,680,956	26.2	64,864,997	25.4	815,959	1.3
事業費	54,258,005	21.6	58,630,805	22.9	▲ 4,372,800	▲ 7.5
合 計	251,067,000	100.0	255,623,000	100.0	▲ 4,556,000	▲ 1.8

2 組織体制

(1) 階級・職員定数

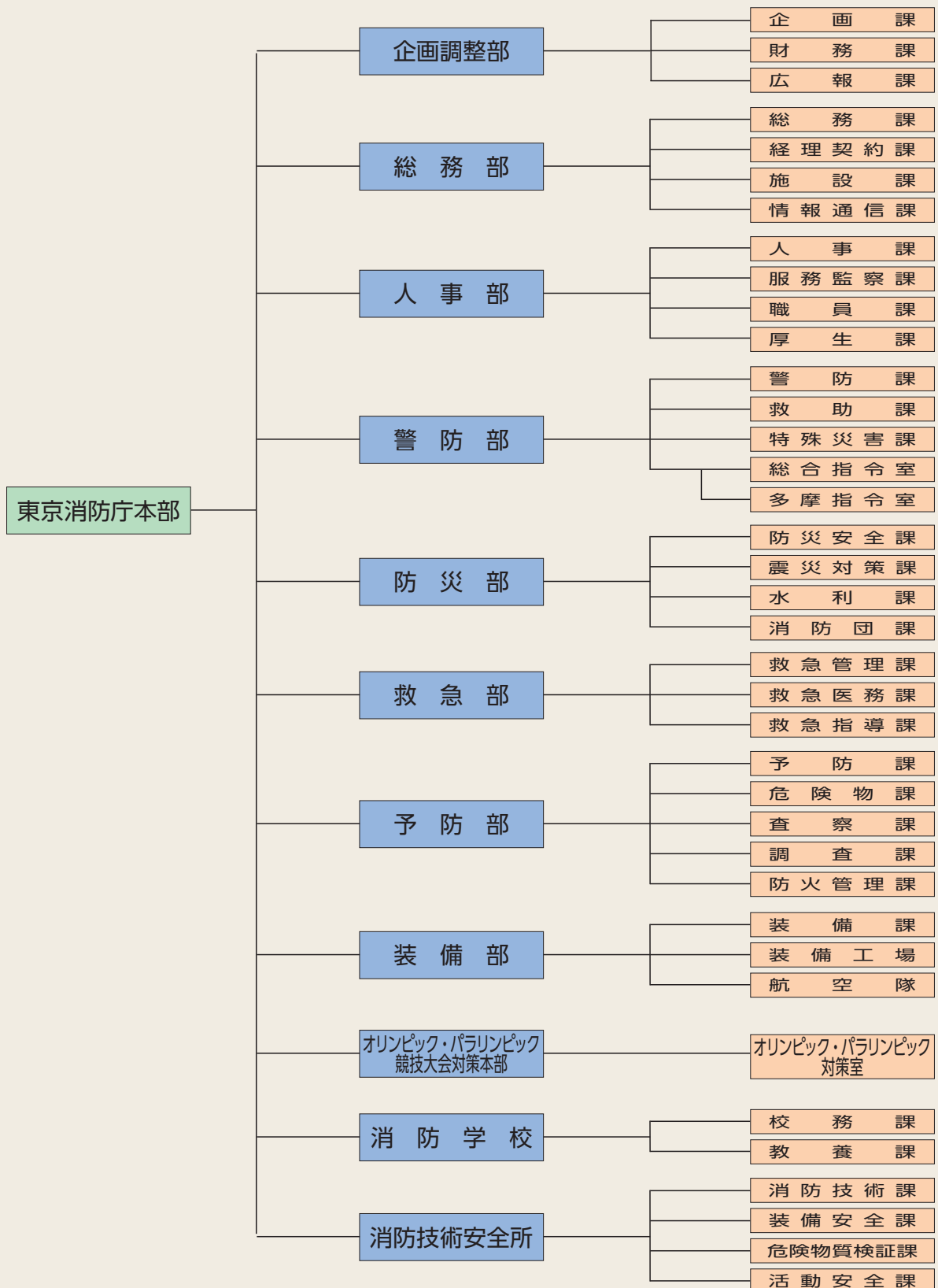
■ 図表2-1-4 階級別職員定数

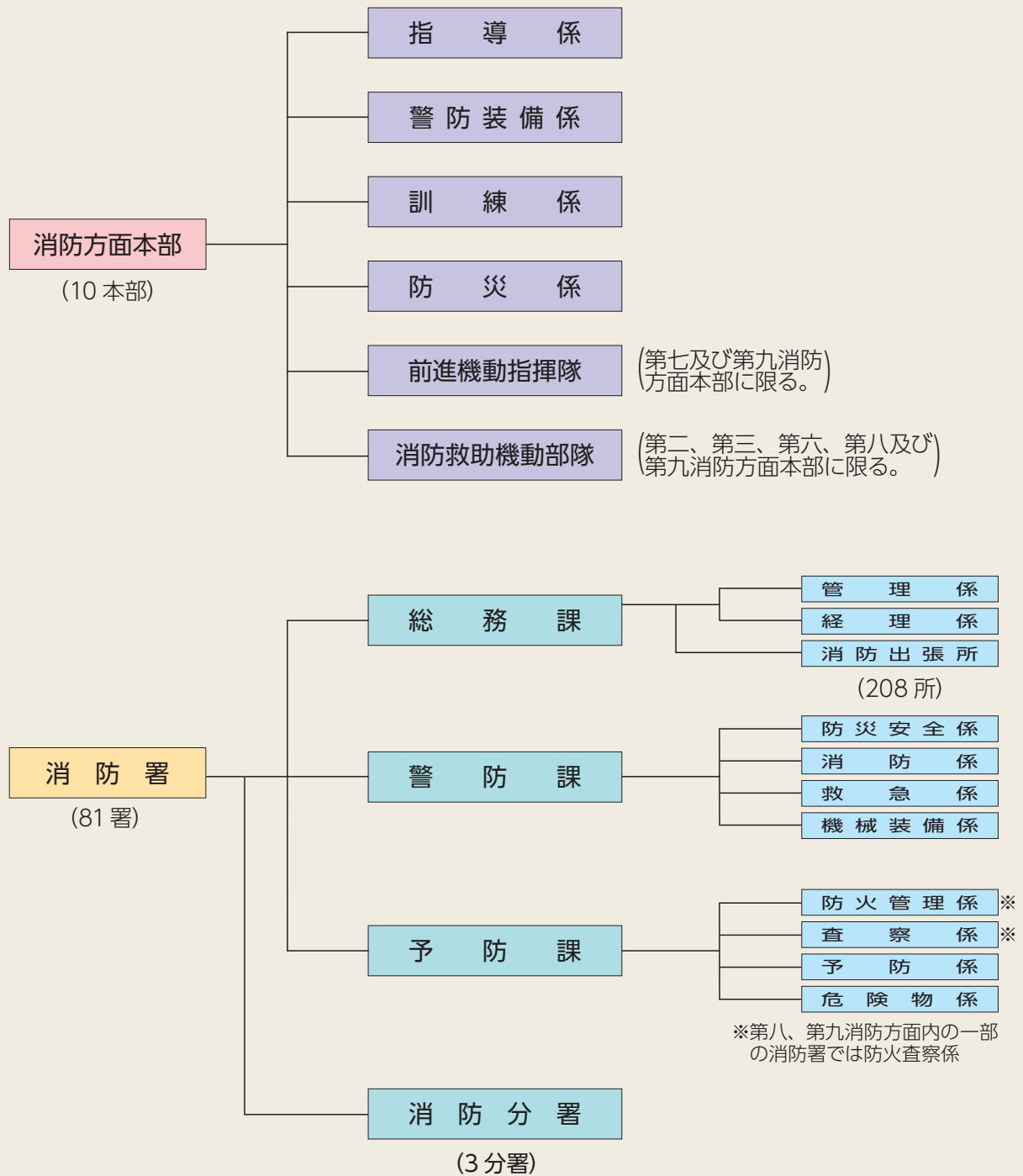
階 級	消防総監	消防司監・消防正監	消 防 監・消防司令長	消防司令
職員定数	1 人	21 人	413 人	1,537 人
階 級	消防司令補	消防士長	消防士	その他の職員
職員定数	4,601 人	5,321 人	6,344 人	423 人
合 計	18,661 人			

(令和3年4月1日現在)

(2) 組織図

(令和3年4月1日現在)

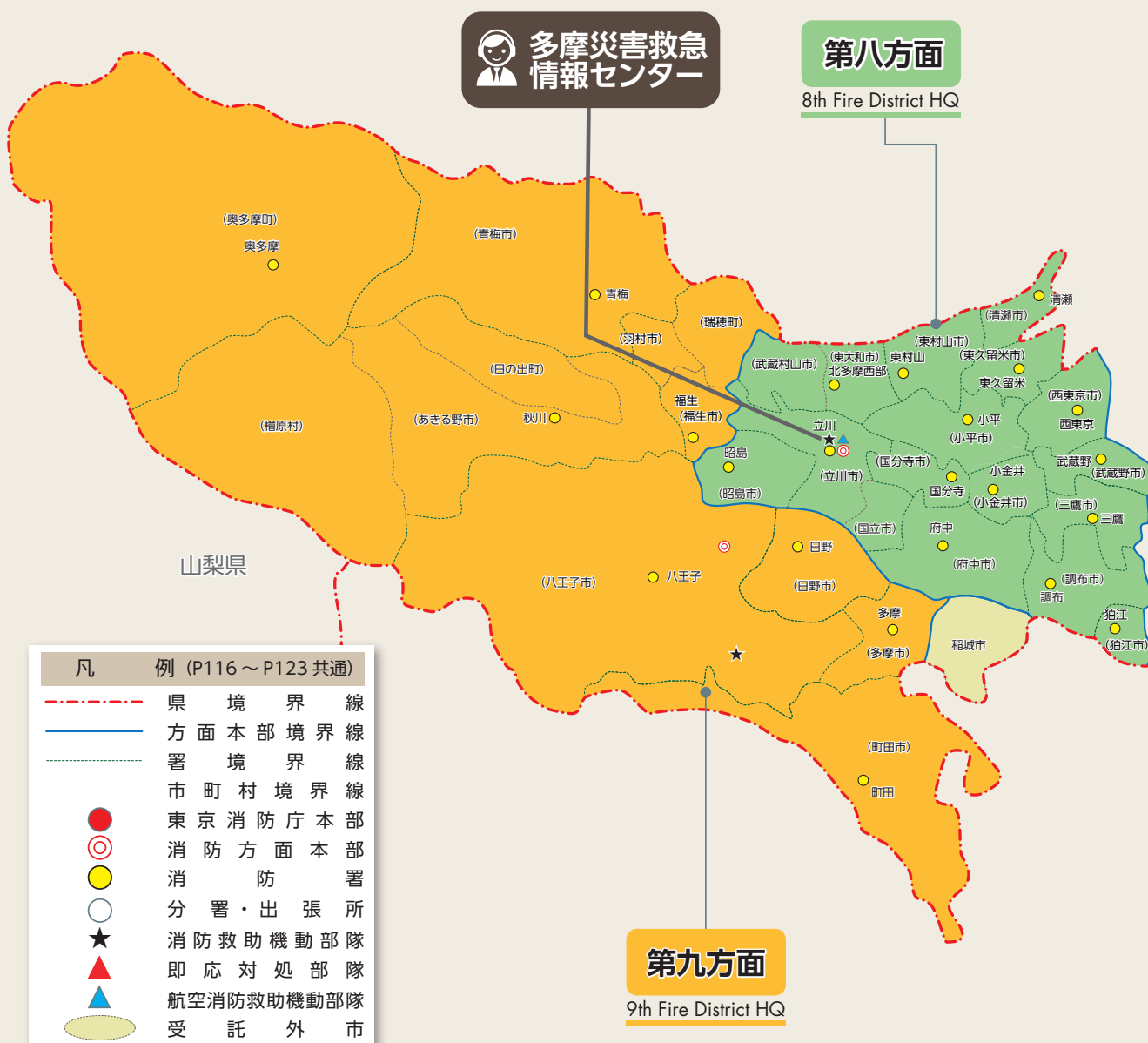


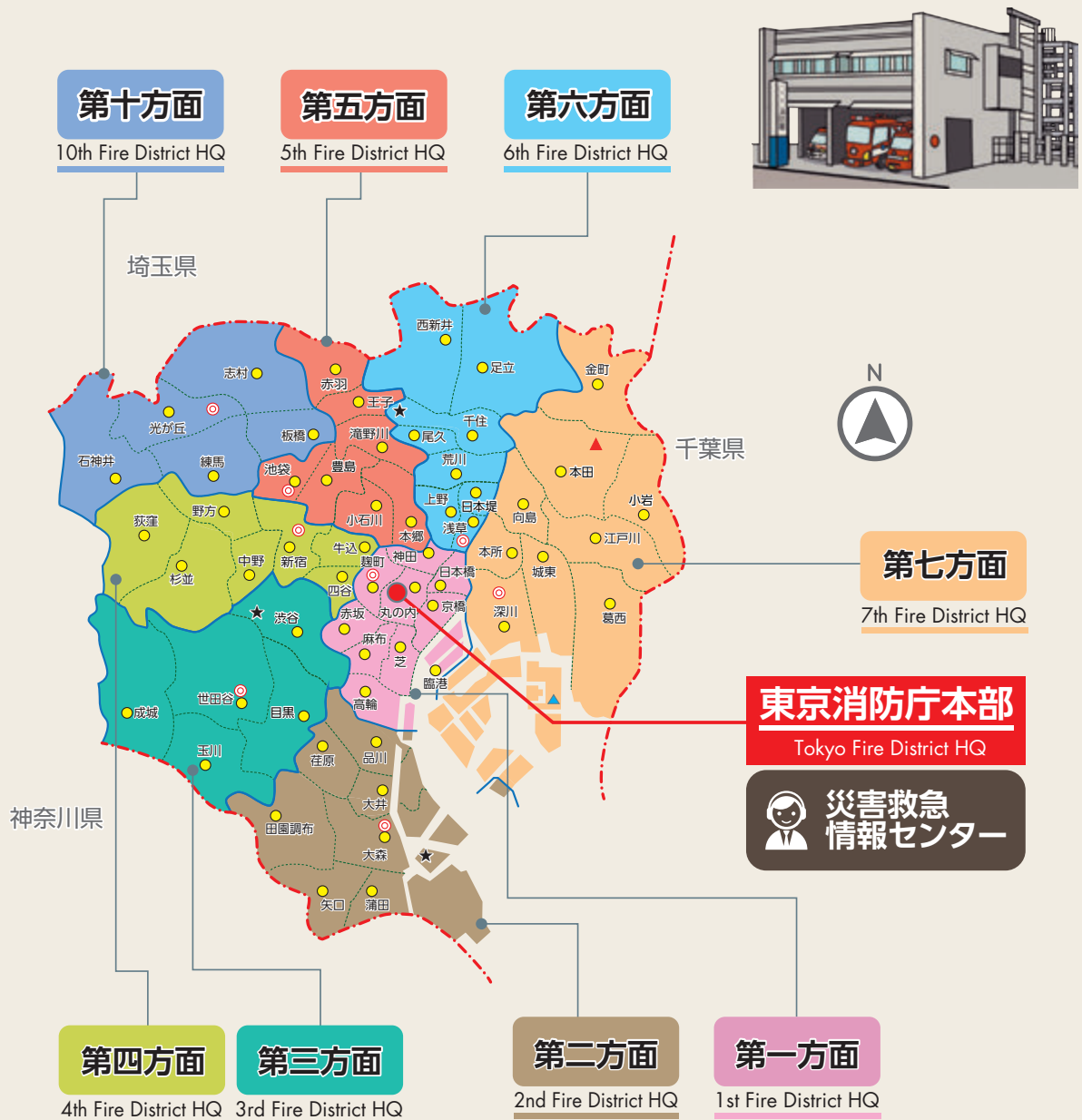


(3) 東京消防庁管轄区域 (令和3年4月1日現在)

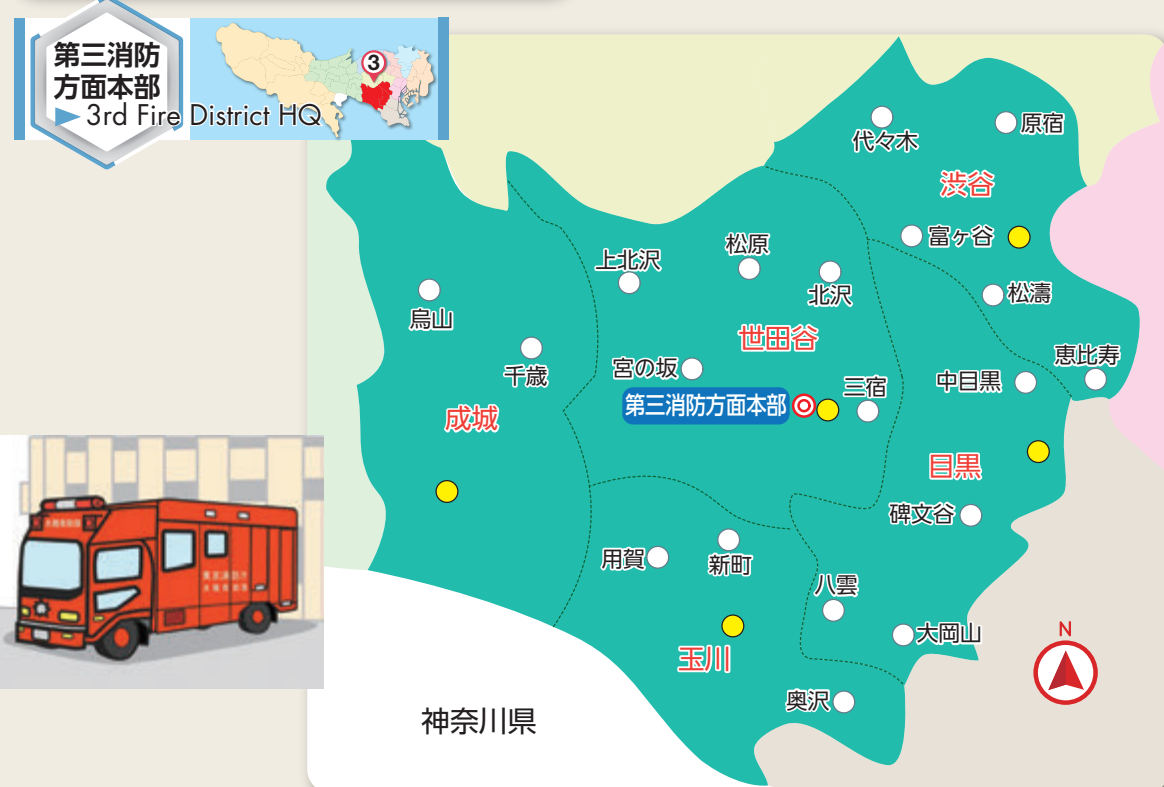
東京消防庁は、昭和23年3月7日、自治体消防として発足以来、都民の生命、身体及び財産を災害から守るため、島しょ地域と多摩地域の一部（稲城市）を除く東京都のほぼ全域の消防防災業務を担っています。

広域な管轄区域を10の方面に分け、約18,600人の職員がそれぞれの任務に従事しています。

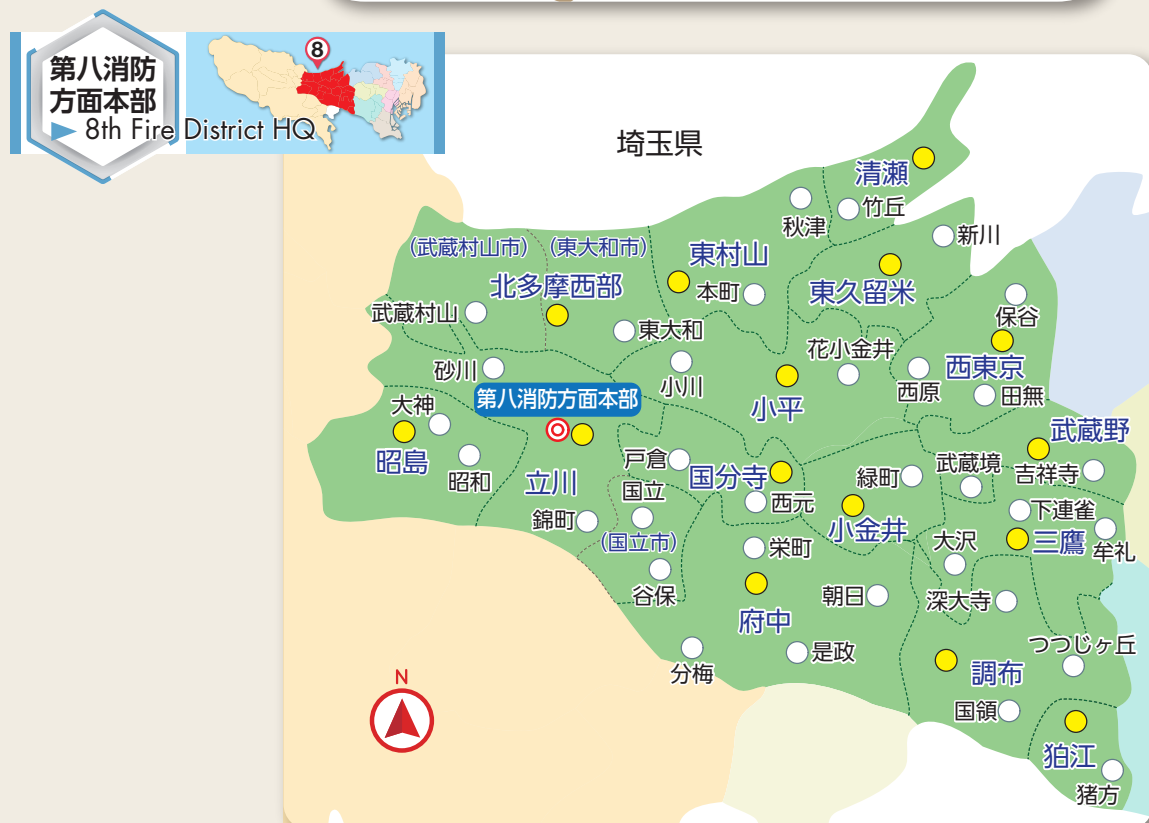
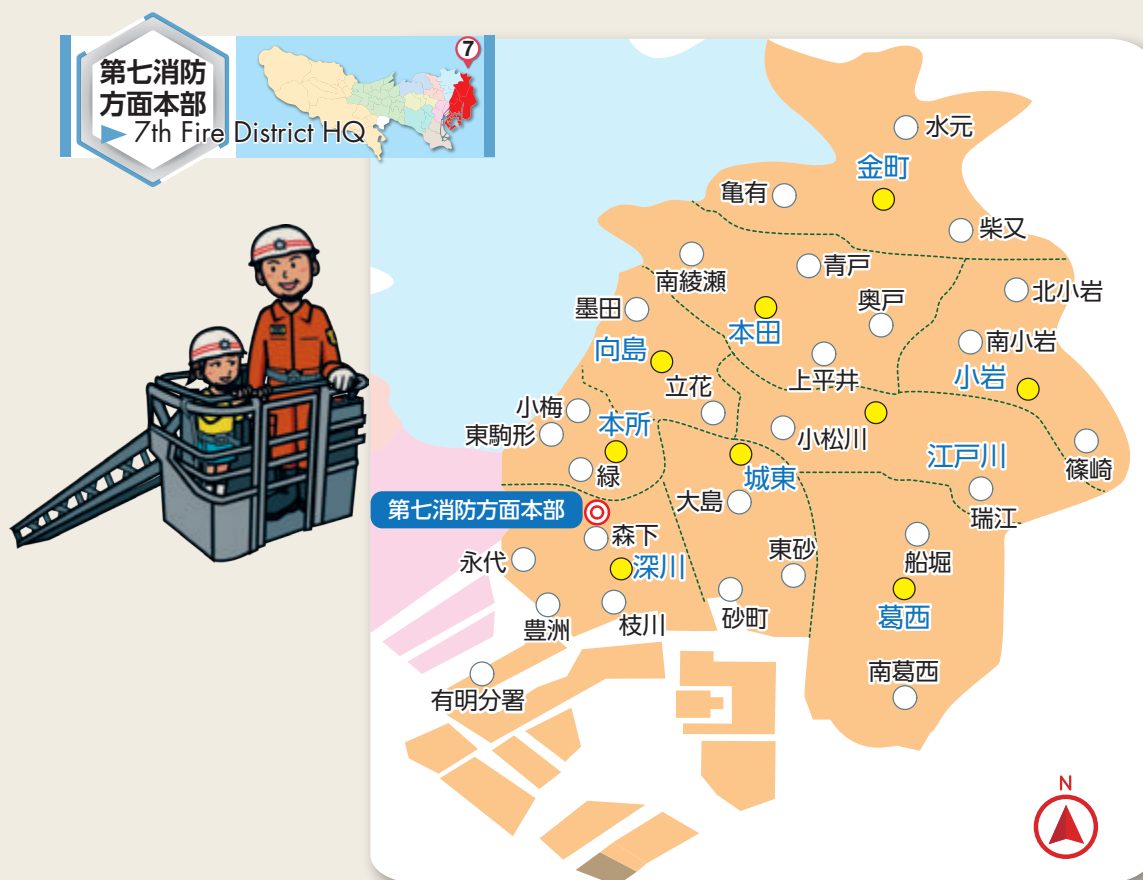




(令和3年4月1日現在)







(4) 東京消防庁管轄区域(方面別)



(5) 消防車両等の配置状況

(令和3年4月1日現在)

トピックス 28 ページ

東京消防庁においては、ポンプ車、化学車、はしご車など、2,075 台の消防車両等（他機関が所有する車両等は含まない）を有しています。各方面別の主な消防車両等の配置状況は次のとおりです。

■ 東京消防庁管内

ポンプ車	489台
はしご車	86台
化学車	48台
消防艇	9艇
救急車	270台
救助車	29台
救助車(震災対策用)	4台
救助車(航空機積載用)	2台
水難救助車	4台
山岳救助車	5台
特殊災害対策車	18台
救出救助車	6台
先行車	3台
消防活動二輪車	20台
ヘリコプター	7機
救助用重機	8台
道路啓開用重機	6台

■ 第八方面 消防署(15)

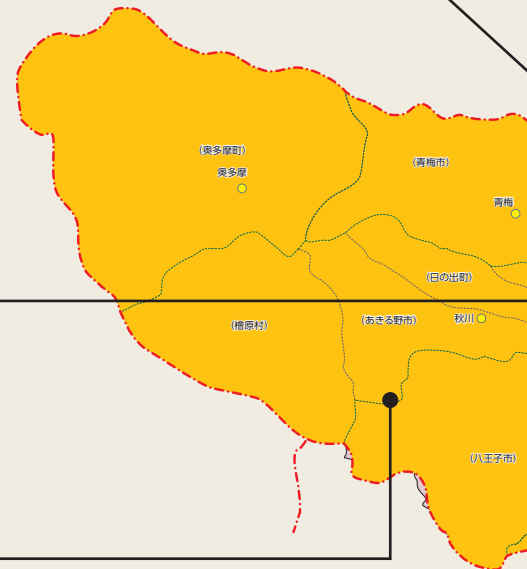
ポンプ車	83台
はしご車	15台
化学車	5台
救急車	46台
救助車	3台
水難救助車	1台
特殊災害対策車	2台

消防救助機動部隊

化学車	1台
救助車	1台
救助車(震災対策用)	1台
救助車(航空機積載用)	2台
特殊災害対策車	1台
救助用重機	2台
道路啓開用重機	2台

■ 即応対処部隊

救助車	1台
救出救助車	4台
先行車(小型電気自動車)	1台



■ 第九方面 消防署(8)

ポンプ車	48台
はしご車	8台
化学車	6台
救急車	33台
救助車	4台
山岳救助車	5台
特殊災害対策車	1台
消防活動二輪車	4台

消防救助機動部隊

ポンプ車	1台
救助車(震災対策用)	1台
特殊災害対策車	3台
救助用重機	2台

■ 第四方面 消防署(7)

ポンプ車	51台
はしご車	8台
化学車	2台
救急車	27台
救助車	2台

■ 第三方面 消防署(5)

ポンプ車	42台
はしご車	5台
化学車	1台
救急車	25台
救助車	2台
消防活動二輪車	4台

消防救助機動部隊

ポンプ車	1台
救助車	1台
特殊災害対策車	3台
救出救助車	1台

■ 航空消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
救助車……………1台
ヘリコプター……………(注)

(注) 当庁が所有するヘリコプター7機を災害に応じて機動的に運用しています。

■ 救急機動部隊

救急車……………4台
※時間帯により救急需要が高まる地域へ待機場所を変更し、機動的に運用しています。

■ 第十方面
消防署(5)

ポンプ車……………32台
はしご車……………5台
化学車……………4台
救急車……………19台
救助車……………3台
特殊災害対策車……………1台

■ 第五方面
消防署(7)

ポンプ車……………40台
はしご車……………7台
化学車……………2台
救急車……………18台
救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台

■ 第六方面
消防署(8)

ポンプ車……………48台
はしご車……………8台
化学車……………4台
救急車……………24台
救助車……………2台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
先行車(電動バイク)……………2台
消防活動二輪車……………2台

消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
化学車……………1台
救助車……………1台
救助車(震災対策用)……………1台
特殊災害対策車……………1台
救出救助車……………1台
救助用重機……………2台
道路啓開用重機……………2台

■ 第七方面
消防署(9)

ポンプ車……………57台
はしご車……………10台
化学車……………11台
救急車……………37台
救助車……………3台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………4台

■ 第二方面
消防署(7)

ポンプ車……………45台
はしご車……………7台
化学車……………6台
救急車……………22台
救助車……………1台
水難救助車……………1台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台

消防救助機動部隊

ポンプ車……………1台
化学車……………1台
救助車……………1台
救助車(震災対策用)……………1台
特殊災害対策車……………1台
救助用重機……………2台
道路啓開用重機……………2台

■ 第一方面
消防署(10)

ポンプ車……………38台
はしご車……………13台
化学車……………4台
消防艇……………9艇
救急車……………15台
救助車……………2台
特殊災害対策車……………1台
消防活動二輪車……………2台

